

神奈川県バドミントン協会

規約・規程集

規約

- 第1章 名称および事務局
- 第2章 目的および事業
- 第3章 構成、入会および登録
- 第4章 役員
- 第5章 会議および専門委員会
- 第6章 収入・支出および会計

規程

- 分担金および登録料に関する規程
- 役員を選出に関する規程
- 倫理規程
- 専門委員会規程

細則・内規

- 競技規則、大会運営規則
- 経理に関する細則
- 収支の細則
- 事務処理細則
- 役員候補者選考細則
- 個人情報の保護の遵守及びホームページ管理・電子機器活用
- 慶弔金等に関する内規

令和5年5月7日 発行

神奈川県バドミントン協会規約

第1章 名称および事務局

(名称)

第1条 この会を神奈川県バドミントン協会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を「会長の指定する場所」に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は神奈川県内における加盟地区協会および加盟連盟等との連絡を密にし、バドミントンの普及発展を共助し、もって会員の体位向上と親睦の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) バドミントンの普及及び指導
- (2) 各種競技会の開催ならびに各種競技会への参加
- (3) 競技力向上に寄与する活動
- (4) 公益財団法人日本バドミントン協会及びその他外部団体との緊密化ならびに協力
- (5) 各地区協会および加盟連盟の支援協力
- (6) バドミントン競技に関する調査研究
- (7) ホームページ等による広報活動
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 構成、入会および登録

(構成)

第5条 本会は、アマチュアである個人(以下「会員」という)及び次の団体(以下「加入団体」という)をもって組織する。

- (1) 県下各地区バドミントン協会
- (2) 神奈川県実業団バドミントン連盟
- (3) 神奈川県学生バドミントン連盟
- (4) 神奈川県高等学校体育連盟バドミントン専門部
- (5) 神奈川県中学校体育連盟バドミントン専門部
- (6) 神奈川県教職員バドミントン連盟
- (7) 神奈川県レディースバドミントン連盟
- (8) 神奈川県社会人バドミントン連盟
- (9) 神奈川県小学生バドミントン連盟

(入会および登録)

第6条 本会に加入しようとする第5条第1項に掲げる団体は、別に定める「加入届」に分担金を添えて提出するものとする。

2. 本会の会員になろうとする個人は、原則として前項いずれかの団体を経由して別に定める「加入届」に登録料を添えて提出するものとする。
3. 分担金および登録料に関する規程は別に定める。

(除名)

第7条 加入団体および会員で本会の名誉を毀損し、または趣旨目的に反する行動があったときは別に定める倫理規程により これを除名することができる。

第4章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
会計理事	1名
常務理事	20名以下
理事	70名以下
代議員	70名以下
監事	3名以下

(役員を選出)

第9条 理事は加入団体から推薦された者および会長から推薦された者とし選出に関する規程は別に定める。

2. 代議員は加入団体から推薦された者とし選出に関する規程は別に定める。

3. 会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、会計理事、監事の選出に関する規程は別に定める。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表して会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長が定めた順位により会長の職務を代理する。

3. 理事長は会長の命を受け会務を処理する。

4. 副理事長は理事長を補佐する。

5. 常務理事は常務理事会を組織し、本会の運営と執行を図る。

6. 理事は理事会を組織し、第5条に定める各団体との連携を図る。

7. 会計理事は本会の会計事務を総括処理する。

8. 監事は会計を監査し、他の役員を兼ねることはできない。

9. 代議員は推薦を受けた加入団体を代表し、総会の構成員となる。

(任期および補充)

第11条 役員任期は、選任後の最初の事業年度から2年とする。

ただし、再任を妨げない。

2. 補充により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第12条 役員は任期中であっても、本会の名誉を毀損し、または目的趣旨に反する行動があった時は、理事会の決議を経て会長はこれを解任することができる。

(名誉会長等)

第13条 本会に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

2. 名誉会長、顧問、参与は会長の要請に応じ諮問に応ずる。

第5章 会議および専門委員会

(会議の種類)

第14条 会議は総会、常務理事会、理事会および運営委員会とする。

(招集)

第15条 会議は会長が招集し、そのすべての議長となる。ただし、会長は会議の構成員の中から議長を選任することもできる。

(会議の開催)

第16条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に召集する。

2. 臨時総会は会長が必要と認めた時、または構成員の3分の1以上の請求があった時、臨時に開催する。

第17条 常務理事会、理事会及び運営委員会は必要に応じて開催する。

(会議の構成)

第18条 総会は、役員で構成する。

2. 理事会は、会長・副会長・理事で構成する。

3. 常務理事会は、会長・副会長・常務理事及び会計理事で構成する。

4. 運営委員会は、会長・副会長・正副理事長及び会計理事で構成する。

5. 監事は、理事会、常務理事会及び運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

6. 会長が必要と認めた場合は、上記構成員以外の者を招集し意見を求める事が出来る。

(会議の定足数)

第19条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決方法)

第20条 会議は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長が採決する。

(会議の権限)

第21条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 予算

(2) 決算

(3) 規約の改正

(4) その他理事会が委任した重要事項

第22条 理事会は次の事項を議決する。

(1) 規程の制定・改廃に関する事項

(2) 総会の議決で委任された事項

第23条 常務理事会は次の事項を議決する。

(1) 総会、および理事会に提出すべき事項

(2) 本会の運営と執行に関する事項

(3) 規程細則及び規則・内規の制定・改廃に関する事項

(4) 総会、および理事会の議決で委任した事項

(5) その他会長が必要と認める事項

第24条 運営委員会は次の事項を処理する。

(1) 本会事業の執行に関する管理・監督

(2) 常務理事会に諮る事項の審議

(3) 常務理事会の議決で委任した事項

(専門委員会)

第25条 本会の目的を達成するために、専門委員会を置く。

2. 専門委員会に関する規程は別に定める。

第6章 収入・支出および会計

(収入の種類)

第26条 本会の収入は、次の各号からなる。

- (1) 第6条第3項により規定された分担金および登録料
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 補助金
- (5) その他の収入

(支出の種類)

第27条 本会の支出は、次の各号からなる。

- (1) 本会の運営に関する支出
- (2) 本会が実施する事業に関する支出
- (3) その他本会の目的に適した支出

(特別会計)

第28条 本会は理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(会計処理)

第29条 本会の会計処理は、専門委員会規程第7条(9)経理に関する事項で定める。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとし、この期間を本会の事業年度とする。

附則

1. この規約は、昭和43年4月1日より施行する。
2. この改正規約は、昭和50年4月1日より適用する。
3. この改正規約は、昭和53年5月8日より適用する。
4. この改正規約は、昭和56年4月1日より適用する。
5. この改正規約は、昭和60年10月5日より適用する。
6. この改正規約は、昭和61年5月17日より適用する。
7. この改正規約は、昭和62年7月25日より適用する。
8. この改正規約は、平成元年5月27日より適用する。
9. この改正規約は、平成7年4月1日より適用する。
10. この改正規約は、平成19年5月6日より適用する。
11. この改正規約は、平成27年5月5日より適用する。
12. この改正規約は、平成30年5月12日より適用する。

分担金および登録料に関する規程

神奈川県バドミントン協会規約（以下「規約」という）第6条第3項に規定する分担金および登録料、ならびに公益財団法人日本バドミントン協会への会員登録については、次のとおり定める。

1. 規約第5条に規定する加入団体の分担金は、年額5,000円とする。
ただし、神奈川県実業団バドミントン連盟、神奈川県高等学校体育連盟バドミントン専門部、神奈川県社会人バドミントン連盟、神奈川県レディースバドミントン連盟の分担金は、年額20,000円とする。

2. 個人の会員の登録料は、年額次のとおりとする。

	登録料	公益財団法人日本バドミントン協会登録料(参考)
一般	500円	1000円
高校生	400円	500円
中学生	200円	300円
小学生	200円	300円

3. 本会の会員となった者は、併せて公益財団法人日本バドミントン協会の会員となることを原則とし、公益財団法人日本バドミントン協会の定める登録料を、本会を経由して納入しなければならない。
4. 登録料が納入された場合においては、本会は速やかに次の事務処理をしなければならない。
 - (1) 登録に係る諸手続き
 - (2) 会員名簿の作成および公益財団法人日本バドミントン協会会員登録・会員証発行システムに対応する。
 - (3) 公益財団法人日本バドミントン協会への登録料の送付

附則

1. この規程は、昭和51年4月1日より施行する。
2. この改正規程は、昭和56年4月1日より適用する。
3. この改正規程は、昭和61年4月1日より適用する。
4. この改正規程は、昭和63年5月28日より適用する。
5. この改正規程は、平成7年4月1日より適用する。
6. この改正規程は、平成19年4月1日より適用する。
7. この改正規約は、平成27年5月5日より適用する。
8. この改正規約は、平成30年5月12日より適用する。

役員を選出に関する規程

第1条 神奈川県バドミントン協会規約（以下「規約」という）第9条第1項の規定による理事及び代議員は、次により選出するものとする。

- (1) 規約第5条第1号に規定する団体から推薦される理事及び代議員は、1団体1名とする。各団体からの推薦は改選事業年度前の3月に受け付けるものとする。
- (2) 規約第5条第2号から第9号までに規定する団体から推薦される理事及び代議員は1団体2名とする。ただし、神奈川県実業団バドミントン連盟、神奈川県高等学校体育連盟バドミントン専門部、神奈川県レディースバドミントン連盟、神奈川県社会人バドミントン連盟、から推薦される理事及び代議員は各4名とする。各団体からの推薦は改選事業年度前の3月に受け付けるものとする。
- (3) 会長推薦の理事は、選出理事のおおむね10分の1以内とする。
この推薦は第5条(4)により行うものとする。

第2条 会長、副会長及び理事長候補の公募については、別に定める細則による。

第3条 会長及び副会長の候補者選考については、改選前年度最終の理事会で選出する。

- (2) 会長及び副会長は立候補者および理事による推薦者を候補者として理事会で選出する。
- (3) 会長及び副会長選出に際し候補者たる理事は議決権を持たない。
- (4) 会長及び副会長候補者は、理事である必要はないが、その場合も在任中は理事となる。
- (5) 選出された会長は理事を会長推薦として追加できる。

第4条 理事長の候補者選考については第3条の会長選出の後、同理事会で選出する。

- (2) 理事長は理事の中から立候補者および理事による推薦者を候補者として理事会で選出する。

第5条 本条に定める各役職は、改選事業年度前の3月までに、4月から理事となることが予定されている者の中から、それぞれ次の方法により選出する。

- (1) 副理事長、各専門委員会委員長、会計理事は、会長が副会長および理事長と協議のうえで選出する。
- (2) 各専門委員会の副委員長は、当該委員会の委員長が選出する。
- (3) 各専門委員会の委員長および副委員長は、常務理事とする。
- (4) 会長は副会長および理事長と協議のうえ、前項の常務理事のほかは、理事を4名推薦する加入団体及び規約第5条(1)に属する地区協会全体から、それぞれ2名以上を常務理事として選出するよう努めなければならない。本項の常務理事も、いずれかの専門委員会を担当する。

第6条 関東バドミントン連盟の会長、副会長、理事長または(公財)日本バドミントン協会の理事に在任中の者は、常務理事とすることが出来る。

第7条 監事は構成員から推薦を受け、新常務理事会で選出する。

第8条 名誉会長、顧問、参与は常務理事会の推薦により会長が委嘱することが出来る。

第9条 選出された役員は改選年度当初の理事会および総会で承認を得るものとする。

附則

1. この規程は、昭和51年4月1日より施行する。
2. この改正規程は、昭和60年10月5日より適用する。
3. この改正規程は、昭和61年4月1日より適用する。
4. この改正規程は、昭和63年5月28日より適用する。
5. この改正規程は、平成7年5月9日より適用する。
6. この改正規程は、平成18年12月23日より適用する。
7. この改正規程は、平成30年5月12日より適用する。
8. この改正規程は、令和4年5月5日より適用する。

倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県バドミントン協会(以下、「本会」という。)の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本会の社会的使命と役割を自覚し、本会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本会に対する社会的な信頼を確保するために倫理に関する基本となるべき事項を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、役員、名誉会長等、委員会委員(以下、「役員等」という。)並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者

(基本的責務)

第3条 本会の役員等及び登録者等は、規約第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、規約、関係規程等を遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役員等及び登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2 役員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 役員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、会計基準・経理規程に基づく適正な処理を行い、他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5 役員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

6 役員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

7. 個人情報の取り扱いは「個人情報保護法」を遵守しなくてはならない。

(違反による処分等)

第5条 役員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、常務理事会は直ちに調査を開始し、その結果、当該役員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする

(1) 役員の解任については、当事者の弁明に機会を設けるとともに、常務理事会の意見を聴取したうえ、常務理事会で決議する。但し、規約第5条に規定する加入団体から推薦された理事を解任する場合には、理事会の決議によるものとする。

(2) 名誉会長等及び委員会委員の解任については、当事者の弁明に機会を設けるとともに、常務理事会の決議によるものとする。

(3) 登録者等については、当事者の弁明に機会を設けたうえ、当該者に適用する規程等に基づき、除名、登録抹消、競技会への出場停止、賠償、解任、注意などの処分をするものとし、常務理事会の決議によるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則 この規程は、平成30年5月12日より適用する

専門委員会規程

第1条 神奈川県バドミントン協会（以下「協会」という）規約25条の規程により、次の専門委員会（以下「委員会」という）を置く。

- (1) 総・財務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 競技力向上委員会
- (5) 普及委員会
- (6) 指導委員会

第2条 各専門委員会の構成は、次による。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名

第3条 各専門委員会の委員長および副委員長は、常務理事があたる。

第4条 各専門委員会の委員は、各委員長から推薦された者とする。

2. 委員は理事または代議員であることを条件としない。
3. 各委員会の委員定数は常務理事会で決定する。

第5条 委員長は、各委員会を代表し、その職務を遂行する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 委員は、委員会務を処理する。

第6条 各委員会は、委員長が招集しその議長となる。

第7条 総・財務委員会は、下記の事項を処理する。

- (1) 総会および各役員会の開催ならびに議事録の整理
- (2) 本会規約、規程の研究ならびに改廃に関する事項
- (3) 本会の組織、運営に関する事項
- (4) 加盟各協会、連盟に関する事項
- (5) 公益財団法人日本バドミントン協会、その他外部団体に関する事項
- (6) 本会事務局の運営に関する事項 事務処理細則は別途定める。
- (7) 一般会計、特別会計資金の増収の確保に関する事項
- (8) 一般会計、特別会計の予算、決算に関する事項 事務処理細則は別途定める。
- (9) 経理に関する事項 経理に関する細則は別途定める。
- (10) 広報に関する事項
- (11) 表彰規程等の研究および改廃に関する事項
- (12) 被表彰者の選考に関する事項
- (13) 表彰式の企画運営に関する事項
- (14) 表彰の資料の収集保管に関する事項
- (15) その他各委員会に属さない事項

第8条 競技委員会は、下記の事項を処理する。

- (1) 競技会の企画、開催および運営に関する事項
- (2) 競技規則、大会運営規則、ランキング規程等の研究および改廃に関する事項
- (3) ランキングの決定に関する事項
- (4) その他競技に関する事項

第9条 審判委員会は、下記の事項を処理する。

- (1) 審判員組織の強化に関する事項
- (2) 審判講習会および公認審判員の養成に関する事項
- (3) 競技会への審判員の派遣に関する事項
- (4) 審判技術の調査研究および資料の収集保管に関する事項
- (5) その他審判に関する事項

第10条 競技力向上委員会は、下記の事項を処理する。

- (1) 競技力向上を目的とした競技会の企画、開催および、運営に関する事項
- (2) 各委員会、各団体と連絡を密にし、競技力を向上するための講習会、練習会の企画、開催、運営に関する事項

第11条 普及委員会は、下記の事項を処理する。

- (1) 普及に伴う競技会の企画・開催および、運営に関する事項
- (2) バドミントン競技の普及と競技技術の向上に関する事項
- (3) 公益財団法人日本バドミントン協会、その他外部団体との普及に関する事項
- (4) その他普及に関する事項

第12条 指導委員会は、下記の事項を処理する。

- (1) 本会指導組織の強化および指導者の育成に関する事項
- (2) バドミントン競技の調査研究および資料の収集に関する事項
- (3) プレーヤーの養成強化に関する事項
- (4) その他指導に関する事項

第13条 専門委員会の新設および改廃については、理事会で議決する。

附則

1. この規程は、昭和43年4月1日より施行し、改廃は理事会の議による。
2. この改正規程は、昭和60年10月5日より適用する。
3. この改正規程は、昭和61年4月1日より適用する。
4. この改正規程は、昭和63年4月23日より適用する。
5. この改正規程は、平成19年4月1日より適用する。
6. この改正規程は、平成21年5月2日より適用する。
7. この改正規程は、平成30年5月12日より適用する。